

小樽市子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の進捗状況【平成28年度】

5 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</li> <li>・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)</li> <li>・要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業</li> </ul>
事業目的 (目指すべき目標)	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。
実施内容 (具体的な実施方法・手段)	保健師の訪問指導、ヘルパー派遣による家事等の援助を実施する。

事業費(円)		平成27年度 決算	平成28年度 予算	平成28年度 決算	平成29年度 予算	平成30年度 予算	平成31年度 予算
事業費			420,000	10,205	150,000		
特定財源	国庫支出金		140,000	0	50,000		
	道支出金		140,000	0	50,000		
	その他						
一般財源			140,000	10,205	50,000	0	0

活動指標(A) (目的を達成するために実施した事業量を数値で表示)	指標名	単位	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み
【特記事項】	専門的相談支援世帯	世帯		2	10	10	10
	育児・家事援助世帯	世帯		0	6	6	6
	育児・家事援助契約業者数	者		7	7	7	7

成果指標(B) (目的の達成度を測定できる指標を設定し数値で表示)	指標名	単位	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み
【特記事項】	専門的相談支援世帯	世帯		2	10	10	10
	育児・家事援助世帯	世帯		0	6	6	6
	育児・家事援助契約業者数	者		7	7	7	7

★事業計画策定済み★	(A)(B)を考慮した需要量(指標)の設定及び確保方策、実績を数値で表示	需要量(指標)	年:実訪問人数				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		需要量の見込み(人)	10	10	10	10	10
		実施率(%)	100	100	100	100	100
		確保方策	実施体制:現行体制で対応しつつ、事業化に向けた検討を進める	実施体制:保健師など実施機関:小樽市	同左	同左	同左
	実績		2				

<確保方策>事業計画搭載  
 子育て支援サービスを利用することが困難で、訪問による養育支援が必要な家庭に対し、適切な養育が行われるよう、保健師等が訪問してきめ細かく指導、助言等を行います。  
 中でも、児童虐待のリスクを抱える家庭については、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、未然防止に向けて早期に関係機関と連携しながら支援の強化を図ります。

【事業評価】							
A:事業目標を達成し、結果が得られた。今後この水準を維持する。				B:事業目標をある程度達成したが、今後の改善・検討を要する。			
C:事業目標を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。							
事業実施者による事業評価				B			
小樽市子ども・子育て会議における事業評価				B			

- ◆平成28年度の事業評価(達成度の評価・成果・課題等)  
 本事業は乳幼児全戸訪問事業などを通じ、養育支援が必要と思われる家庭に対し保健師による訪問指導及び家事援助等が必要な場合、ヘルパーを派遣する事業であり、平成28年度より事業を開始した。  
 平成28年度はヘルパー派遣の対象となる世帯は無かったが、引き続き保健所と連携し対象世帯の把握や、必要時にヘルパーを派遣できる体制を維持する必要がある。
- ◆平成29年度の目標(上記の事業評価を踏まえた、対処方法など)  
 引き続き関係機関との連携を図り、虐待の発生予防、早期発見に努めていくとともに、より幅広く情報収集を行い、適宜ヘルパーの派遣について判断する。  
 必要時にヘルパーを派遣できる体制を維持するため、訪問介護事業所との委託契約を締結する。